

	労働基準法	労働保険徴収法	健康保険法
定義	「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、 労働の対償 として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。	「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、 労働の対償 として事業主が労働者に支払うもの(通貨以外のものので支払われるものであって、厚生労働省令で定める範囲外のものを除く。)をいう。	「報酬」とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、 労働の対償 として受けるすべてのものをいう。ただし、 臨時に受けるもの及び3月を超える期間ごとに受けるものは、この限りでない。 「賞与」とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、 労働の対償 として受けるすべてのもののうち、 3月を超える期間ごとに受けるものをいう。
対象となる	賃金(主なもの)	賃金(主なもの)	報酬(主なもの)
	①基本給 (月給、週給、日給等) ②各種手当 (家族手当、住宅手当、 通勤手当 、食事手当、 残業手当 、皆勤手当、 休業手当 、勤務地手当等) ③臨時に支払われたもの (臨時に支払われた賃金、3月を超える期間ごとに支払われた賃金、賞与等) ④税金 (所得税・社会保険料等) ⑤通勤定期券	①基本給 (月給、週給、日給等) ②各種手当 (家族手当、住宅手当、 通勤手当 、食事手当、 残業手当 、皆勤手当、 休業手当 、勤務地手当等) ③臨時に支払われたもの (臨時に支払われた賃金、3月を超える期間ごとに支払われた賃金、賞与等) ④税金 (所得税・社会保険料等) ⑤通勤定期券	①基本給 (月給、週給、日給等) ②各種手当 (家族手当、住宅手当、 通勤手当 、食事手当、 残業手当 、皆勤手当、 休業手当 、勤務地手当等) ③不定期に受けるもの(例外) (年4回以上の賞与 等) ④現物支給されるもの 食事、食券、社宅 通勤定期券 、回数券 給与としての自社製品等
対象とならない	賃金でない(主なもの)	賃金でない(主なもの)	報酬でない(主なもの)
	①休業補償 休業補償として平均賃金の100分の60を上回る制度を設けている場合であっても、その全額が休業補償であり、賃金とはならない ②手当(例外) (解雇予告手当、退職手当、出張手当等) ③任意・恩恵的なもの (退職金(退職手当)、結婚祝金、病気見舞金、災害見舞金等) 【例外】労働協約、就業規則、労働契約等によりあらかじめ支給条件が明確にされており、使用者に支払義務が生じるものは、賃金となる ④福利厚生的なもの (住宅の貸与、食事の供与、資金貸付、金銭給付等) 【例外】住宅の貸与を受けていない者に対して、一定額の均衡手当が支給されているときは、賃金となる(住宅手当) 【例外】食事の供与については、1日2食以上支給を受ける場合等のときは賃金となる ⑤企業設備、業務費的なもの (制服、作業服、作業用品、出張旅費、社用交際費等) 【例外】通勤手当や通勤定期券は、賃金となる ⑥チップ 【例外】使用者が奉仕料として一定率を定めて客に請求し、収納したものを集計し労働者に配分している場合は、賃金となる ⑦ストックオプションから得られる利益	①休業補償 休業補償として平均賃金の100分の60を上回る制度を設けている場合であっても、その全額が休業補償であり、賃金とはならない ②手当(例外) (解雇予告手当、退職手当、出張手当等) ③任意・恩恵的なもの (退職金(退職手当)、結婚祝金、病気見舞金、災害見舞金等) 【例外】労働協約等に支給条件の明確な結婚祝金、見舞金等についても賃金とならない ④福利厚生的なもの (住宅の貸与、食事の供与、資金貸付、金銭給付等) 【例外】住宅の貸与を受けていない者に対して、一定額の均衡手当が支給されているときは、賃金となるが、社宅入居者から賃貸料として3分の1を超える額を徴収している場合は、福利厚生とみなされ、賃金と認められない ⑤企業設備、業務費的なもの (作業衣の貸与等) 【例外】通勤定期券は、賃金となる ⑥チップ 【例外】使用者が奉仕料として一定率を定めて客に請求し、収納したものを集計し労働者に配分している場合は、賃金となる ⑦健康保険の傷病手当等	①休業補償給付、傷病手当金等 ②手当(例外) (解雇予告手当、退職手当、出張手当等) ③任意・恩恵的なもの (退職金(退職手当)、結婚祝金、病気見舞金、災害見舞金等) 【例外】被保険者の在職時に、退職金相当額の全部又は一部を給与に上乗せする等前払いされる場合は、報酬に該当する ④不定期に受けるもの (臨時に受けるもの、3月を超える期間ごとに受けるもの) ⑤現物支給されるもの 食事(徴収額が、算定額の3分の2以上の場合) 住宅(徴収額が、算定額を超えた場合) 制服、作業服 等 ⑥出張旅費等
備考	賃金総額の算定基礎から除外される賃金	現物の取り扱い	現物の取り扱い
	①臨時に支払われた賃金 ②3月を超える期間ごとに支払われた賃金 ③通貨以外のものので支払われた賃金で、法令又は労働協約の定めに基づかないもの	通貨以外のものので支払われる賃金の範囲は、食事、被服及び住居の利益のほか、 所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長 が定める。 通貨以外のものので支払われるものの評価に関し必要な事項は、 厚生労働大臣 が定める。	報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のものので支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によって、 厚生労働大臣 が定める。